

平成 3 1 年 4 月 1 1 日

第 2 回 廿 日 市 市 議 会 議 案 説 明 書  
( 第 1 回 臨 時 会 )

廿 日 市 市



## 第2回廿日市市議会議案説明書目次

報告第 4 号	専決処分につき承認を求めることについて	1
報告第 5 号	専決処分につき承認を求めることについて	3
報告第 6 号	専決処分につき承認を求めることについて	5
報告第 7 号	専決処分につき承認を求めることについて	7
報告第 8 号	専決処分事項の報告について	9
報告第 9 号	専決処分事項の報告について	11



(報告第4号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市税条例の一部を改正する条例)

(税制収納課)

1 専決処分した理由

地方税法の一部が改正され、市民税、固定資産税等に係る改正規定が平成31年4月1日から施行されたことなどに伴い、廿日市市税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

(1) 市民税

住宅借入金等特別税額控除について、平成43年度分までの控除の適用を平成45年度分までに延長することとした。

(2) 固定資産税

河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者で当該土地の上に取得した代替家屋に係る固定資産税について減額措置を受けようとするものは、申告書等を市長に提出しなければならないこととした。

(3) その他必要な規定の整理を行うこととした。

(4) 施行期日

平成31年4月1日

3 専決処分年月日

平成31年3月29日

4 根拠法令

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条た

だし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

- ③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(報告第5号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例)

(税制収納課)

1 専決処分した理由

地方税法の一部が改正され、都市計画税に係る改正規定が平成31年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

(1) 福島復興再生特別措置法に規定する帰還環境整備推進法人が平成31年4月1日から平成34年3月31日までの間に帰還環境整備事業計画に記載された事業により整備した一定の公共施設等の用に供する土地について、最初の5年度間の都市計画税の課税標準を3分の1の額とする特例措置を講じることとした。

(2) その他必要な規定の整理を行うこととした。

(3) 施行期日

平成31年4月1日

3 専決処分年月日

平成31年3月29日

4 根拠法令

報告第4号説明書に同じ。



(報告第6号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例)

(高齢介護課)

1 専決処分した理由

介護保険法施行令の一部が改正され、介護保険料に係る改正規定が平成31年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市介護保険条例の一部を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

第1号被保険者のうち第1段階から第3段階までの被保険者について、平成31年度及び平成32年度の保険料率を次のとおり改正することとした。

保険料段階	改正前		改正後	
	月額	年額	月額	年額
第1段階	2,474円	29,691円	2,062円	24,742円
第2段階	3,684円	44,206円	2,997円	35,959円
第3段階	4,124円	49,485円	3,986円	47,835円

3 施行期日

平成31年4月1日

4 専決処分年月日

平成31年3月29日

5 根拠法令

報告第4号説明書に同じ。



(報告第7号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

(保 険 課)

## 1 専決処分した理由

地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税に係る改正規定が平成31年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものである。

## 2 専決処分の内容

- (1) 基礎課税額（医療保険分）に係る課税限度額を次のとおり改正することとした。

区 分		改 正 前	改 正 後
課税限度額	基礎課税額 (医療保険分)	580,000円	610,000円

- (2) 低所得者に係る保険税軽減判定所得を次のとおり改正することとした。

区 分	改 正 前	改 正 後
5割軽減 判定所得	基礎控除額（33万円）＋ 27.5万円×（被保険者数 ＋特定同一世帯所属者数） 以下	基礎控除額（33万円）＋ 28万円×（被保険者数＋ 特定同一世帯所属者数）以 下
2割軽減 判定所得	基礎控除額（33万円）＋ 50万円×（被保険者数＋ 特定同一世帯所属者数）以 下	基礎控除額（33万円）＋ 51万円×（被保険者数＋ 特定同一世帯所属者数）以 下

- (3) 施行期日

平成31年4月1日

3 専決処分年月日

平成31年3月29日

4 根拠法令

報告第4号説明書に同じ。

(報告第8号)

専決処分事項の報告について

(工事請負契約の変更について)

(契 約 課)

1 専決処分した理由

平成30年議案第86号により契約を締結することについて議決を得た宮島簡易水道大元配水池整備工事の請負契約については、工事内容の一部変更に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

現 請 負 金 額	変 更 請 負 金 額	増 加 額
259,092,000円	270,583,200円	11,491,200円

3 専決処分年月日

平成31年3月25日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

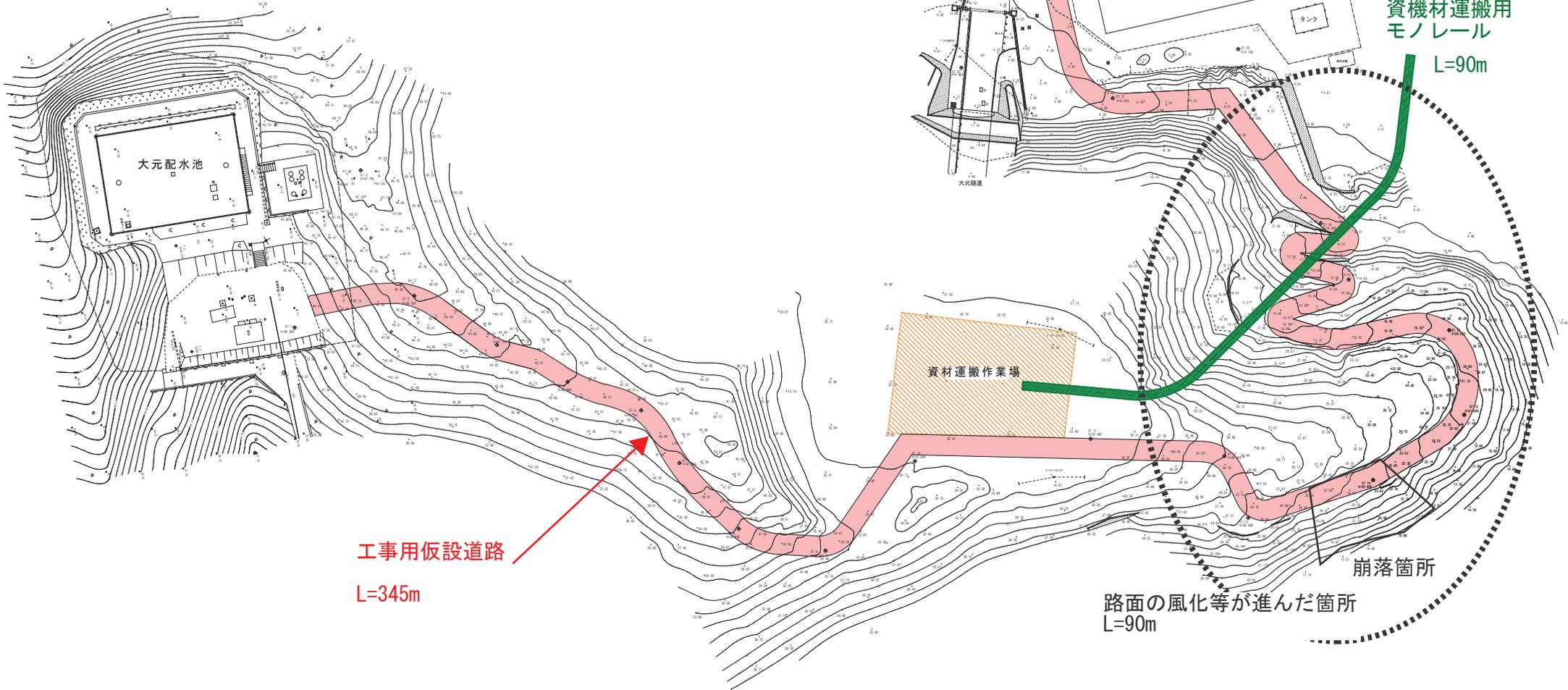
② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第3号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により議会の議決を得た契約について、請負金額の増額又は減額が当該請負金額の100分の5を超えない変更契約を締結すること。



宮島簡易水道大元配水池 平面図



工事用仮設道路  
L=345m

工事用仮設道路入口

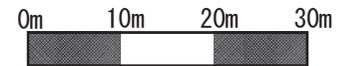
宮島水族館畜養施設

資機材運搬用  
モノレール  
L=90m

資材運搬作業場

崩落箇所

路面の風化等が進んだ箇所  
L=90m





(報告第9号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(維持管理課)

1 専決処分した理由

平成31年2月7日 が、小型乗用自動車を運転して、廿日市市佐方地内の市道佐方本線を進行中、路面下が空洞になっていたため、路面が陥没して同車の左前輪が落ち、同車が損傷した。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 19,800円

3 専決処分年月日

平成31年3月25日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第4号 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

5 参照法令

## 国家賠償法

第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。